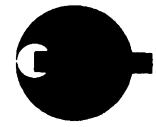


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○奈良県行政手続条例及び奈良県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例	一
○奈良県留置施設視察委員会条例の施行期日を定める規則	一
○奈良県留置施設視察委員会に関する規則	二
○奈良県置留施設視察委員会に関する規則	二

公布された条例のあらまし

◇奈良県行政手続条例及び奈良県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例

例

1 条文の整備

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律及び警察法施行令の改正により、次の条例について、同法及び同令で使用する用語を引用する条文の整備を行うこととした。

(1) 奈良県行政手続条例

(2) 奈良県警察本部の組織に関する条例

2 施行期日

条例

平成十九年六月一日から施行することとした。

奈良県行政手続条例及び奈良県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年五月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二号

奈良県行政手続条例及び奈良県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例

例

(奈良県行政手続条例の一部改正)

第一条 奈良県行政手続条例(平成八年三月奈良県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条 第六号中「以下「警察本部等」という。」を削る。

第三条 第六号中「留置場 警察本部等に置かれる人を留置するための施設をいう。」を「留置施設」に改める。

(奈良県警察本部の組織に関する条例の一部改正)

第一条 奈良県警察本部の組織に関する条例(昭和二十九年六月奈良県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条 第十九号中「留置場」を「留置施設」に改める。

附則

この条例は、平成十九年六月一日から施行する。

規則

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第一号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則(昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「文化財保護審議会の委員」を「留置施設視察委員会の委員」に改める。

別表第二中「二〇、七〇〇円を二〇、六〇〇円に、「八、九〇〇円を「八、八〇〇円」に改める。

附則

この規則中別表第二の改正規定は公布の日から、別表第一の改正規定は平成十九年六月一日から施行する。

奈良県留置施設視察委員会条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年五月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二号

奈良県留置施設視察委員会条例の施行期日を定める規則

奈良県留置施設視察委員会条例(平成十九年三月奈良県条例第四十八号)の施行期日は、平成十九年六月一日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

奈良県留置施設視察委員会に関する規則をここに公布する。

平成19年5月31日

奈良県公安委員会

委員長 永田 正利

奈良県公安委員会規則第9号

奈良県留置施設視察委員会に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刑事収容施設及び救済者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第22条第1項及び奈良県留置施設視察委員会条例（平成19年3月奈良県条例第48号）第5条の規定に基づき、奈良県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）に対する情報の提供その他委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会に対する情報の提供）

第2条 留置業務管理者は、毎年、委員の任命（補欠の委員の任命を除く。）後最初の委員会の会議において、留置施設に関する次に掲げる事項について、留置施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 収容基準人員及び被留置者数の推移
- (3) 施設の管理体制
- (4) 参観の許可の状況
- (5) 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者による自弁の物品の使用又は摂取の状況
- (6) 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医薬上の措置の状況
- (7) 法第190条第1項又は第208条第1項の規定による自弁の贈物品等の停止措置の実施状況
- (8) 戒具及び保護室の使用状況
- (9) 被留置者による面会の実施状況及び信書の発受の禁止、差止め又は制限の事例

10) 審査又は再審査の申請、法第231条第1項又は第232条第1項の規定による申告及び苦情の申出の状況並びにこれらの処理の結果

2 留置業務管理者は、次に掲げる場合には、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合
- (2) 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められた場合
- (3) 委員会の意見を受けて措置を講じた場合

（会議）

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 警務部警務課長は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可決多数のときは、委員長の決すところによる。

（会議録）

第4条 会議の開催日時、出席者及び概要は、会議録に記載するものとする。

2 会議録は、警務部警務課において調製し、保存する。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二二二一三三

刷

株 式 会 社 春 日

奈良市三条町九一八
電話 〇七四二二二五七七